

Q & Aで学ぶ『会社の税金実務』入門講座

～日常業務で直面する税務処理について丁寧にわかりやすく解説します～

【開催要領】 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2019年 12月 2日(月) 10:00~17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

＜講師＞ 松田会計事務所 所長 税理士 松田 修 氏

【講師略歴】昭和61年税理士試験合格。税理士。松田会計事務所 所長。学校法人村田簿記学校講師(法人税法、簿記論担当)を経て、辻・本郷税理士法人)入所。数多くの企業の会計・税務業務や経営相談などを経験。平成5年に独立し、「税理士松田会計事務所」を設立。簿記・税務の専門スクール「麻布ブレインズ・スクール」代表を務めるほか各種実務セミナー講師としても活躍中で、豊富な経験に基づいた分かりやすい解説が受講者から絶大な支持を受けている。主な著書として「Q&Aで基礎からわかる固定資産をめぐる会計・税務」「Q&A国際税務と海外勤務者・非居住者の税金」「Q&A経税務知識のポイント」など多数。＜受講者特典:当日、テキストとして講師著『Q&A経理担当者のための税務知識のポイント』(清文社)を配付します。＞



【申込方法】 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料/昼食代含) ※申込書をご送付いただく際は、ご使用のFAX機の使用状況(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	41,800円(本体価格 38,000円)	一般	46,200円(本体価格 42,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191670-0606 『会社の税金実務』入門講座

ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 職		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。(「セミナー・会員研究会」→「よくあるご質問」)

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F 【DM変更連絡】03-5215-3512

・プログラム・

I 法人税

1. 法人税の概要を理解する
 - (1) 法人税の申告と納付を理解する (2) 税率を理解し、法人税額を計算してみる
2. 法人税処理 実務のポイントは
 - (1) 固定資産と消耗品 その分岐点は?
少額減価償却資産、一括償却資産とその取扱いを理解する
 - (2) 知らないといけない「交際費」の恐ろしさ
・福利厚生費との区分 ・広告宣伝費との区分 ・会議費との区分
 - (3) 寄付金と使途秘匿金は似て非なるもの (4) 貸倒損失で損金算入できる3つの事由とは
 - (5) 給与・賞与・退職金の税務上の取り扱いを理解する
 - (6) 在庫計上を省略できる棚卸資産とは? (7) 短期前払費用の取り扱い

II 消費税について

1. 消費税の概要を理解する
 - (1) 消費税が課税される取引、課税されない取引 (2) 消費税と地方消費税の内訳
 - (3) 消費税額計算の仕組みを理解する
2. 課税・非課税・不課税・免税の違いをしっかりと理解する
3. 「免税事業者」「簡易課税」を理解する
4. 消費税の経理処理「税抜経理」と「税込経理」を理解する
5. 仕入税額控除を理解する
 - (1) 科目ごとに仕入税抜控除の可否を整理
 - (2) かなり厳しい帳簿記帳義務
6. 消費税の経理実務におけるポイント

III 所得税について(現物課税を中心として)

1. 所得税(現物課税)の経理実務におけるポイント
 - (1) 永年勤続者に支給する表彰記念品の取り扱いについて
 - (2) 役員、従業員に対する「昼食代」と「残業食事代」の取扱いは
 - (3) 役員、従業員に対する「通勤手当」の取扱いは
 - (4) 役員、従業員に対する「社員旅行」の取扱いは

IV 「印紙税」迷いやすいケースQ&A

1. 印紙を貼らないと契約は無効か?
2. 仮契約書や覚え書きにも印紙は必要か?
3. クレジット払いにも印紙は必要か など

V 平成30年度・31年度 税制改正ポイント

※当日、電卓・蛍光ペンをお持ちください。

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。